

新病院駐車場整備工事の進捗及び有料化について

1. 政策等の背景・目的及び効果

「来院者・利用者用駐車場の有料化に関する考え方」を踏まえ、保有財産の有効活用及び駐車場の適正管理を行うとともに、収益を確保することを目的に、新病院駐車場の開設に合わせて保健センター駐車場と一体運営で有料化するものです。

2. 内容

(1) 整備工事の進捗及び開設の時期

平成 27 年 11 月から開始した本院駐車場等の整備工事は、現在、雨水流出抑制施設の整備に着手しており、ロータリー及び自動車駐車場（バイク駐車場を含む）については、平成 28 年 7 月末に整備工事が完了する予定です。

これに合わせて、駐車場の運営に関する専門的なノウハウを有する駐車場事業者（以下、「事業者」という。）に行政財産目的外使用許可を付与し、事業者によりゲートや精算機等を整備し、平成 28 年 8 月初旬から有料で運用開始する予定です。

また、保健センター駐車場についても同様に行政財産目的外使用許可を付与し、駐車場法の適用を受けるための駐車ラインの引き直し等を行い、平成 28 年 8 月初旬から有料で運用を開始する予定です。

なお、事業者からは行政財産使用に伴う使用料を徴収し、それぞれの収入とします。

病院の自転車駐車場は、平成 28 年 12 月下旬の整備工事完了後、平成 29 年 1 月中旬から有料で運用を開始する予定です。

区分	面 積	駐車台数	開設の時期
市立ひらかた病院			
① 自動車駐車場	5,247.85 m ²	① 179 台	平成 28 年 8 月初旬
② バイク駐車場		② 18 台	
③ 自転車駐車場	200.08 m ²	③ 104 台	平成 29 年 1 月中旬
保健センター駐車場	1,910.19 m ²	71 台	平成 28 年 8 月初旬

※ 運営時間は、24 時間 365 日とします。

※ バイク駐車場は、原動機付自転車及び排気量 50cc を超えるバイクの駐車場とします。

(2) 料金設定

大阪府下の公立病院等や近隣有料駐車場の調査結果、及び、市営岡東町自動車駐車場等の料金設定を踏まえ、駐車場料金を以下のとおり設定します。

- ① すべての利用者に 30 分間の無料時間帯を設定します。
- ② 自動車の料金設定

自動車の料金体系については、外来受診者や人間ドック利用者・乳幼児健康診査受診者などの「受診者等」と「一般利用者」に大別します。

ア 「受診者等」は、30分間の無料時間帯を超えて5時間（入庫後5時間30分）まで200円とし、それを超える場合は30分ごとに100円を加算します。

イ 「一般利用者」は、周辺有料駐車場や市営岡東町駐車場との均衡、社会通念を配慮して事業者が提案する料金設定をもとに決定します。

ウ 排気量50ccを超えるバイクは、自動車と同じ料金設定とします。

③ 自転車・排気量50cc以下の原動機付自転車の料金設定

自転車・排気量50cc以下の原動機付自転車の料金については、30分間の無料時間帯を超える場合、自転車は当日限り1回100円、排気量50cc以下の原動機付自転車は当日限り1回200円の設定とします（保健センターを除く）。

④ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、北河内夜間救急センター受診者、及び、応援医師をはじめ本院または保健センターが招聘した関係者等は当日限り無料とします。

（3）参考

① 自動車（排気量50ccを超えるバイクを含む）の料金設定

駐車経過時間	0分	30分	5時間30分
受診者等	無料	200円	30分ごとに100円を加算
一般利用者	無料		事業者提案をもとに料金設定

② 自転車・排気量50cc以下の原動機付自転車の料金設定

駐車経過時間	0分	30分
自転車	無料	当日限り1回100円
原付	無料	当日限り1回200円

3. 総合計画等における根拠・位置付け

枚方市行政改革実施プラン《前期（平成25年度～平成27年度）》

5. 社会経済の状況の変化に対応できる、より強固な財政基盤の確立

N) 自主財源の確保と受益者負担の適正化を進める

44. 施設の使用料の見直し

①来庁者・利用者用駐車場

4. 関係法令・条例等

駐車場法

地方自治法第238条の4

枚方市行政財産使用料条例

枚方市公有財産等の管理に関する規則

市立ひらかた病院公有財産規程

5. 事業費・財源及びコスト

平成28年度収入見込み

・ひらかた病院 平成28年度行政財産使用料 800万円

・保健センター 平成28年度行政財産使用料 266万円